

○警察法施行の際現に効力を有する香川県国家地方警察の機関の訓令等の効力に関する訓令

(昭和 29 年 7 月 1 日香川県警察本部訓令第 1 号)

[原文縦書]

警察法施行の際現に効力を有する香川県国家地方警察の機関の訓令等の効力に関する訓令を次のように定める。

警察法施行の際現に効力を有する香川県国家地方警察の機関の訓令等の効力に関する訓令

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）の施行の際、現に効力を有する従前の香川県国家地方警察の機関の訓令、告示、その他の定は同法第 4 章第 3 節の規定による香川県警察の機関が別段の定をするまでの間、法令、国家公安委員会規則又は香川県公安委員会の規則若しくはその他の定に違反しない限りにおいて、なお、香川県警察のこれに相当する機関について効力を有する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。